

# 大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

## ○大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年3月9日  
条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、大郷町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集等)

第2条 町長又は教育委員会(以下「町長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。ただし、公の施設の性質、規模、機能等を考慮し、設置の目的を効果的かつ効率的に達成するため、合理的理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請受付期間
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (5) 申請の資格
- (6) 選定の基準
- (7) その他町長等が指定する事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、町長等に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長等が特に必要なものとして別に定める書類

(指定管理者の指定)

第4条 町長等は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

2 町長等は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第5条 指定管理者の指定を受けた団体は、町長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 本町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他町長等が別に定める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事

# 大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

項を記載した事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第8条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して15日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
  - (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
  - (3) 管理に係る経費の収支状況
  - (4) その他町長等が別に定める事項
- (業務報告の聴取等)

第7条 町長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第8条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町長等はその賠償の責めを負わない。
- 3 第4条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止について準用する。

(原状回復義務)

第9条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第10条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長等が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第11条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報(以下「保有個人情報」という。)を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のため、第5条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長等が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

## ○大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年8月9日  
規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年大郷町条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募によらない選定理由)

第2条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

- (1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体(以下「団体」という。)が客観的に特定されること。
  - (2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。
  - (3) 現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。
- 2 前項に定めるもののほか、公募に対し応募者がいないときは、公募によらないで指定管理者の候補者を選定することができるものとする。

(指定の申請)

第3条 条例第3条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)とする。

2 申請書には、条例第3条第1号に規定する事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 指定期間に属する各年度の公の施設の管理に係る収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本その他これらに類する書類
- (4) 当該団体の経営状況に関する書類

ア 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の事業実績報告書又はこれらに相当する書類

イ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の収支決算書及び財産目録又はこれらに相当する書類(新たに設立された法人その他の団体にあっては、その設立時における財産目録)

ウ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに現に行っている業務の概要を記載した書類(新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外に係るもの)

エ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類

- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(委員会の設置)

第4条 町長は、条例第4条第1項の規定による指定管理者の候補者を公正かつ適正に選定し、適正な事務の運営を図るため、指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 委員は、施設類型に応じて町長が別に指名する。

(平19規則11・平23規則4・一部改正)

(委員長の職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者又は専門的知識を有する者の出席

# 大郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

- 4 委員会の庶務は、指定管理者の指定に係る公の施設を管理する課において処理する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 [前各項](#)に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

(審議)

第8条 委員会は、大郷町公の施設に係る指定管理者に応募したものについて審議し、町長に意見を述べるものとする。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、委員会の職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(指定管理者の指定の通知)

第10条 町長は、[条例第4条第1項](#)の規定による指定をしたときは、大郷町公の施設に係る指定管理者指定通知書([様式第2号](#)。以下「通知書」という。)により通知するものとする。

(委任)

第11条 [この規則](#)の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

[この規則](#)は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第11号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第4号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

[様式第1号\(第3条関係\)](#)